

## 変更届について（個人診療所）

平成 27 年 3 月 3 日改正

○様式等の記載にあたっては、別紙「記入要領」を参照下さい。

### 病院・診療所・助産所開設届出事項等変更届

◆変更後 10 日以内に届け出る必要があります。（変更日から起算）

◆下記事項に変更がある場合に届出が必要になります。

①開設者の住所及び氏名

②施設名称

③開設の場所

※住居表示等の変更によるものに限る。（実質、場所の変更がないもの）

それ以外で開設場所を変更する場合には、廃止及び新規開設の手続きが必要。

④診療科目

⑤開設者が現に病院若しくは診療所を開設若しくは管理し、又は病院若しくは診療所に勤務する者であるときはその旨

※別途、管理者兼任許可申請等を行う必要があるため、事前に保健所と調整すること。

⑥開設者が、同時に 2 以上の病院又は診療所を開設しようとするものであるときはその旨

※別途、管理者選任許可申請等を行う必要があるため、事前に保健所と調整すること。

⑦医療従事者の定員

⑧敷地の面積及び平面図

⑨建物の構造概要及び平面図（用途の変更を含む）

⑩歯科医業を行う診療所であって、歯科技工室を設けようとするときは、その構造設備の概要

⑪有床診療所については、病床数及び病床種別ごとの病床数並びに各病室の病床数

⑫管理者の住所及び氏名

⑬診療に従事する医師若しくは歯科医師の氏名、担当診療科名、診療日及び診療時間

⑭薬剤師の氏名

【根拠法令】医療法施行令第 4 条第 3 項

【必要書類】病院・診療所・助産所開設届出事項等変更届（第 21 号様式）

【添付書類】

④診療科目

・（麻酔科を新設する場合）医療法規則第 1 条の 10 第 2 項による標榜許可証の写し

※原本持参

⑧敷地の面積及び平面図

・新旧敷地平面図

⑨建物の構造概要及び平面図

・新旧の建物配置図及び建物平面図

【那霸市保健所】

⑩歯科技工室の構造設備概要

- ・新旧建物平面図
- ・新規に設置した場合には、その構造設備概要

⑪病床数及び病床種別ごとの病床数並びに各病室の病床数

- ・新旧建物平面図
- ・変更した病室に係る変更後の各病室の概要

⑫管理者の住所及び氏名

- ・管理者の医師若しくは歯科医師の免許証及び臨床研修終了登録証（平成16年4月1日以降に医師免許を取得した者、平成18年3月31日以降に歯科医師免許証を取得した者のみ）の写し ※原本持参

- ・管理者の履歴書

⑬診療に従事する医師若しくは歯科医師の氏名

- ・医療従事者名簿
- ・（新たに追加になる場合）追加になった医師若しくは歯科医師の免許証及び臨床研修終了登録証（平成16年4月1日以降に医師免許を取得した者、平成18年3月31日以降に歯科医師免許証を取得した者のみ）の写し ※原本持参
- ・（新たに追加になる場合）追加になった医師若しくは歯科医師の履歴書

⑭薬剤師の氏名

- ・薬剤師免許証の写し ※原本持参
- ・薬剤師の履歴書